

福島県生殖補助医療交通費支援事業実施要綱

1 事業目的

妊娠を希望する夫婦の居住地にかかわらず、安心して体外受精及び顕微授精（以下「生殖補助医療」という。）を受けることができる環境を実現するため、生殖補助医療を受けるに当たり遠方の医療機関で受診する必要がある夫婦に対して、当該医療機関までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。

3 対象者

本事業による助成の対象者は、住所地から生殖補助医療を受診した医療機関までおおむね60分以上の移動時間を要する夫婦とする。

4 事業内容

以下の事業を実施することとする。

- (1) 3に該当する夫婦に対して、当該夫婦の住所地から生殖補助医療を受診した医療機関までの移動に要した費用（往復分）について、6により算出した額を助成する。

5 おおむね60分以上の移動時間を要する夫婦の考え方

この事業における「おおむね60分以上の移動時間を要する夫婦」とは、3に該当する夫婦の住所地から生殖補助医療を受診した医療機関まで、夫婦が選択した移動手段（タクシー、鉄道やバスなどの公共交通機関、自家用車などの移動手段のうち、夫婦が選択した移動手段とする。）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間がおおむね60分以上を要すると市町村が認める夫婦をいうものとする。

6 助成額の算出方法

助成額は別表により算出するものとし、3に該当する夫婦の「居住市町村」と「通院先医療機関所在地」の組み合わせにより得た額を通院1回当たりの額とし、通院1回当たりの額に通院回数（「1回の治療」につき8回を上限とする。）を乗じて得た額とする。

なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの生殖補助医療の実施の一連の過程をいう。

7 県の補助等

市町村の本事業の実施に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

8 留意事項

ア 市町村は、通院実績及び治療内容等の確認に当たっては、治療に係る明細書や治療計画書等により確認すること。

イ 夫婦それぞれの住所地が異なる場合、原則として本事業を実施する市町村に居住する者を基準に助成額を算定することとする。

この場合、もう一方の者が居住する市町村において重複して交通費助成を受給していないことを確認すること。